

第4期
特定健康診査等実施計画

神戸市職員共済組合

令和6年3月

目次

第1.	背景及び趣旨.....	2
第2.	当組合の現状等.....	2
1.	加入者の状況.....	2
2.	加入者の健康状況.....	3
(1)	医療費から見た現状.....	3
(2)	メタボリックシンドローム該当者・予備群の状況（40歳～74歳）.....	5
(3)	令和3年度に特定保健指導を利用した人の改善状況.....	5
3.	加入者の健診状況.....	6
第3.	特定健康診査等の実施対象者数の推移と達成目標.....	6
1.	特定健康診査等の実施状況.....	6
2.	特定健康診査等の実施に係る目標.....	6
第4.	特定健康診査等の実施方法.....	7
1.	特定健康診査.....	7
2.	特定保健指導.....	7
(1)	実施方法及び実施機関.....	7
(2)	実施時期.....	7
(3)	費用負担.....	7
(4)	利用勧奨.....	7
3.	実施機関の外部委託について.....	8
4.	代行機関の利用.....	8
5.	周知方法.....	8
第5.	個人情報の保護.....	8
第6.	特定健康診査等実施計画の公表・周知.....	8
第7.	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し.....	8
第8.	その他の事項.....	9

第1. 背景及び趣旨

我が国は、国民皆保険制度のもと、世界最長の平均寿命や高い医療水準を達成してきた。しかしながら、急速な少子高齢化の進行、社会・経済のグローバル化、国民の意識変化など大きな環境変化に直面しており、国民皆保険制度を堅持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものにするために構造改革が急務となっている。

このような状況下にあつて、健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びを抑制するため、平成20年4月に「高齢者の医療の確保に関する法律」において、医療保険者による、40歳以上75歳未満の医療保険加入者を対象とする特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）が義務付けられた。

特定健康診査は、生活習慣病の発症のリスクが高いとされるメタボリックシンドロームに着目した健診である。受診結果から、健康の保持に努める必要がある者に特定保健指導を実施することにより、生活習慣を改善させ、発症リスクを低下させることを目的としている。

本計画は、第一期における特定健康診査等の実施結果を踏まえ、令和6年4月1日から令和12年3月31日の6年間の第4期とする神戸市職員共済組合（以下「当組合」という。）における特定健康診査等の実施に関する基本的な事項、実施方法及びその成果に係る目標などについて定めるものである。

第2. 当組合の現状等

当組合は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号以下「法」という。）の規定に基づき設立された共済組合で、神戸市職員及び任意継続組合員等で構成されている。

1. 加入者の状況

当組合の令和5年3月末現在の医療保険加入者数及び特定健康診査の対象者数は〈表1〉のとおりであり、組合員本人は約6割が特定健康診査の対象となっている。特定健康診査の対象者の男女比は、組合員本人では、男性が約3分の2、女性が約3分の1となっているが、被扶養者等を含めた全体で見ると、男女比はほぼ半々となっている。なお、ほとんどの事業所は神戸市内に所在し、加入者の約75%が神戸市内に、約98%が兵庫県内に住んでいる。

医療保険加入者と特定健康診査対象者（令和5年3月末時点）

〈表1〉

	医療保険 加入者数 (人)	平均年齢 (歳)	特定健康診査			
			対象者数 (人)	対象者割合 (%)	男性人数 (割合%)	女性人数 (割合%)
組合員本人	19,936	44.2	12,112	60.8	7,671 (63.3)	4,441 (36.7)
任意継続組合員	150	54.1	123	82.0	82 (66.7)	41 (33.3)
被扶養者	15,607	24.6	4,422	28.3	185 (4.2)	4,237 (95.8)
全体	35,693	35.7	16,657	46.7	7,938 (47.7)	8,719 (52.3)

2. 加入者の健康状況

(1) 医療費から見た現状

年代別疾病分類別受診状況から、高血圧性疾患や糖尿病といった生活習慣病は、年代が上がるに従って全体に占める割合が高くなっており、特に高血圧性疾患は、50歳以上で最も多い件数となっている。〈表2～表4〉

全年齢データで見ると、高血圧性疾患の件数割合は2番目となるが、年間の医療費は1億円を超えており、1件あたり約8,500円かかっている。〈表5〉

このような状況から、医療費の適正化には生活習慣病発症や重症化の予防対策推進が欠かせなく、特定健康診査等の実施により、生活習慣病有病者の減少を図っていくことが求められる。

年代別疾病分類別受診状況（令和4年4月～令和5年3月診療分）

40～49歳：4,380人

〈表2〉

		件数	医療費	1件あたりの医療費
1	皮膚炎及び湿疹	1,732	12,551,014	7,247
2	その他の特殊目的用コード	1,518	33,917,440	22,344
3	屈折及び調節の障害	1,410	8,681,110	6,157
4	アレルギー性鼻炎	1,409	9,498,280	6,741
5	その他の皮膚及び皮下組織の疾患	1,255	8,730,600	6,957
	その他	22,913	532,112,941	23,223
	合計	30,237	605,491,385	20,025

50～59歳：6,825人

〈表3〉

		件数	医療費(円)	1件あたりの医療費(円)
1	高血圧性疾患	7,728	65,198,488	8,437
2	脂質異常症	3,565	40,696,268	11,416
3	屈折及び調節の障害	2,432	26,116,200	10,739
4	糖尿病	2,235	43,623,940	19,519
5	その他の眼及び付属器の疾患	2,217	31,752,110	14,322
	その他	40,560	1,018,617,729	25,114
	合計	58,737	1,226,004,735	20,873

60～74歳：4,335人

〈表4〉

		件数	医療費	1件あたりの医療費
1	高血圧性疾患	5,300	49,626,794	9,364
2	脂質異常症	2,351	23,341,730	9,928
3	糖尿病	1,637	30,153,650	18,420
4	屈折及び調節の障害	1,461	18,564,280	12,707
5	その他の眼及び付属器の疾患	1,388	17,070,886	12,299
	その他	22,755	680,840,764	29,920
	合計	34,892	819,598,104	23,490

全年齢：32,992人

〈表5〉

		件数	医療費	1件あたりの医療費
1	皮膚炎及び湿疹	13,826	85,738,914	6,201
2	高血圧性疾患	13,399	114,449,744	8,542
3	その他の皮膚及び皮下組織の疾患	12,889	87,419,380	6,782
4	屈折及び調節の障害	12,232	84,632,930	6,919
5	アレルギー性鼻炎	11,929	82,075,072	6,880
	その他	177,592	4,061,985,382	22,873
	合計	241,867	4,516,301,422	18,673

図1

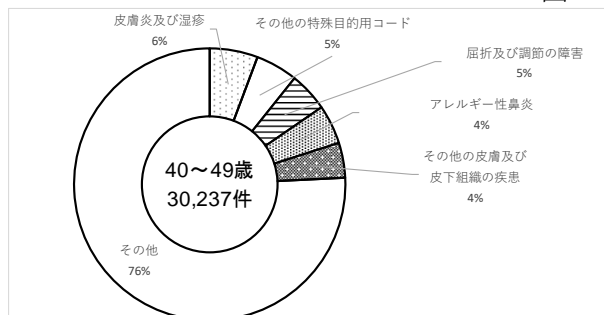


図2

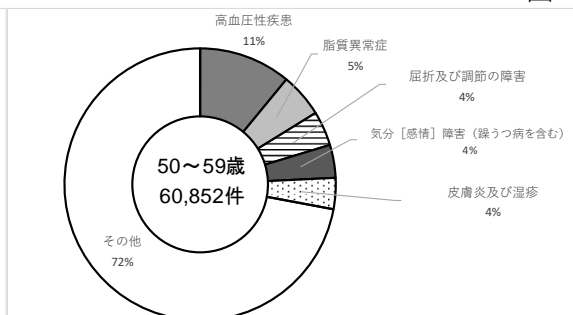


図3

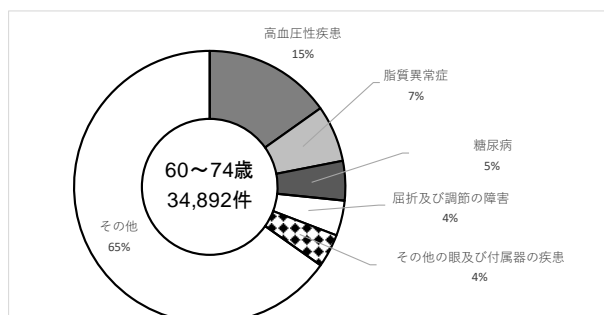
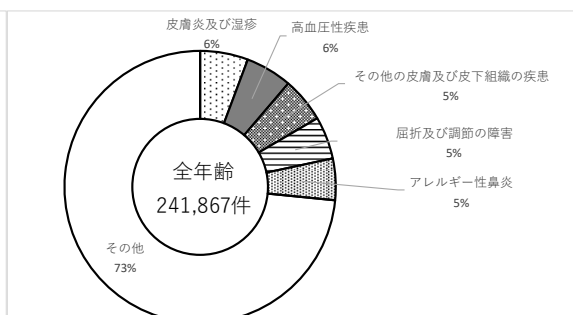


図4



(2) メタボリックシンドローム該当者・予備群の状況（40歳～74歳）

特定健康診査等の令和4年度の状況は、男性でメタボリックシンドローム予備群の割合は減少しているが、該当者が増加した。女性についても同様に予備群が減少し、該当者が増加しており、より高いリスクをもつ者の比率が上がっている状況にある。

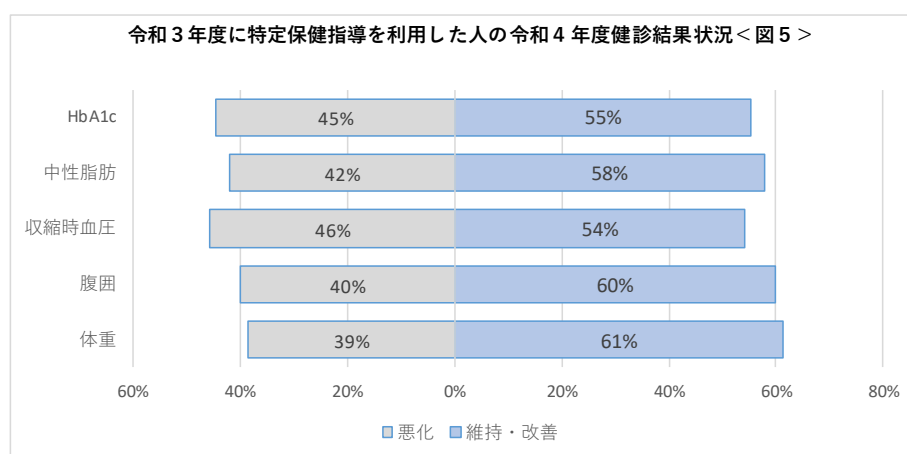
これはすぐに改善されるものではなく、個々が生活習慣を見直し、長期にわたって経過を見る必要があるため、結果を得るには息の長い持続的な取り組みが必要である。

〈表6〉

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
男性	健診対象者数（40～74歳）	6,792		6,663		6,546	
	健診受診者数（受診率%）	6,625	97.5	6,512	97.7	6,306	96.3
	メタボ予備群	1,140	17.2	1,140	17.5	1,036	16.4
	メタボ該当者	1,436	21.7	1,370	21.0	1,346	21.3
女性	健診対象者数（40～74歳）	6,188		6,196		6,118	
	健診受診者数（受診率%）	4,787	77.4	4,830	78.0	4,762	77.8
	メタボ予備群	241	5.0	241	5.0	219	4.6
	メタボ該当者	194	4.1	200	4.1	217	4.6

(3) 令和3年度に特定保健指導を利用した人の改善状況

令和3年度に特定保健指導を利用し、令和4年度に特定健康診査を受診した人の特定健康診査結果を分析すると、全ての検査項目で、50%以上の方が維持または改善しており、特定保健指導は有効と考えられる。



3. 加入者の健診状況

任意継続組合員を除く組合員は、毎年、労働安全衛生法やその他関係法令に基づき、本庁や区役所、事業所、学校等で職員定期健康診断を受診している。また、当組合では人間ドック受診費の補助を実施しており、組合員及び任意継続組合員、被扶養者合わせて、毎年約88%程度が受診している。

第3. 特定健康診査等の実施対象者数の推移と達成目標

1. 特定健康診査等の実施状況

第3期での特定健康診査等の実施状況は〈表7〉のとおりである。特定健康診査の受診率は僅かにではあるが低下の傾向にある。特定保健指導終了者の割合は令和3年度に急激に上昇し、35%超となった。令和4年度は若干低下したものの約35%の水準は維持している。

〈表7〉

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
特定健康診査対象者	人	13,450	13,203	12,980	12,859	12,664	-
特定健康診査受診者	人	11,970	11,717	11,412	11,342	11,068	-
健診受診率	%	89.0	88.7	87.9	88.2	87.4	-
特定保健指導の対象者数	人	2,234	2,214	2,150	2,050	1,994	-
特定保健指導の対象者の割合	%	18.7	18.9	18.8	18.1	18.0	-
特定保健指導の終了者数	人	552	319	445	751	691	-
特定保健指導の終了者の割合	%	24.7	14.4	20.7	36.6	34.7	-

(※) 評価対象者数：健診完了者に加え、全ての健診に受診できなかったものの、階層化が可能な対象者も含んだ数

2. 特定健康診査等の実施に係る目標

令和11年度における特定健康診査の実施率を90%、特定保健指導の実施率を60%とし、各年度の目標値を〈表8〉のとおりとする。

〈表8〉

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
特定健康診査対象者	人	16,590	16,524	16,458	16,392	16,327	16,261
特定健康診査受診者	人	14,600	14,706	14,812	14,753	14,694	14,635
健診受診率	%	88	89	90	90	90	90
特定保健指導の対象者数	人	2,628	2,647	2,666	2,656	2,645	2,634
特定保健指導の対象者の割合	%	18	18	18	18	18	18
特定保健指導の修了者数	人	920	1,059	1,200	1,328	1,455	1,581
特定保健指導の修了者の割合	%	35	40	45	50	55	60

第4. 特定健康診査等の実施方法

特定健康診査及び特定保健指導の実施内容は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）に基づき、次のとおり実施する。

1. 特定健康診査

ア 組合員（任意継続組合員を除く）

労働安全衛生法やその他関係法令に基づき実施する職員定期健康診断のデータから、各事業主と協定を結び、特定健康診査項目をXML形式の電磁データを有償にて提供を受け実施するものとする。また、人間ドック受診者においては、その中で実施し、実施機関より随時データの提出を受ける。組合員のうち、職員定期健康診断対象者以外については、以下のイと同様に取り扱う。

イ 組合員被扶養者、任意継続組合員及びその被扶養者（以下「被扶養者等」という。）

人間ドック受診者においては、その中で実施し、実施機関より随時データの提出を受ける。人間ドック受診予定者を除く対象者については、3に記載の集合契約実施機関で受診できる特定健康診査受診券を、案内リーフレットと共に、配付し受診する。

受診者の負担は、基本健診項目は無料とし、医師が必要と判断して実施する詳細な健診項目や規定の検査項目以外を受診した場合の費用は、自己負担とする。

パート等勤務先で、労働安全衛生法やその他の関係法令に基づく定期健康診断等を受診した場合は、当該被扶養者等から健診結果データを受領し、受診者とする。受診率向上を目的に、未受診者に対し、受診勧奨を行う。

2. 特定保健指導

（1）実施方法及び実施機関

ア 組合員（任意継続組合員除く）

特定保健指導実施機関に委託して実施する。対象者には所属を通じ文書にて通知し、本庁もしくは事業所において初回支援を実施する。対象者のうち、国の受診勧奨値を超える者については、特定保健指導委託機関の医師により実施の可否を判断し実施する。

イ 被扶養者等

特定保健指導利用券を対象者に配付して、特定健康診査と同じ3に記載の集合契約実施機関において実施する。

（2）実施時期

実施時期は、通年とする。なお、被扶養者等に配付する特定保健指導利用券には、初回支援の有効期限を明記する。

（3）費用負担

自己負担なし

（4）利用勧奨

利用率向上を目的に、未利用者に対し、利用勧奨を行う。

3. 実施機関の外部委託について

被扶養者等の特定健康診査等の実施については、一般社団法人地方公務員共済組合協議会が、全国組織の実施機関取りまとめ団体（公益社団法人日本人間ドック学会・一般社団法人日本病院会、社団法人全日本病院協会、公益財団法人結核予防会、公益財団法人予防医学事業中央会及び公益社団法人全国労働衛生団体連合会）と契約締結した集合契約Aの実施機関並びに全国の都道府県代表保険者が健診実施機関と契約締結する集合契約Bの実施機関に委託する。

4. 代行機関の利用

集合契約による特定健康診査等のデータ取りまとめ及び決済機関は、社会保険診療報酬支払基金とする。

5. 周知方法

案内は、実施通知文を本人へ配付する。また、組合員向けの職員誌「あじさい通信」を通じて実施の周知を行う。

第5. 個人情報の保護

当組合が保有する組合員及び被扶養者等の個人情報は、神戸市職員共済組合個人情報保護規程、神戸市職員共済組合個人情報保護規程細則、神戸市職員共済組合情報セキュリティポリシー、神戸市職員共済組合情報セキュリティ遵守特記事項、その他関係法令を遵守し、厳重に管理する。

委託先の特定健康診査等実施機関には、個人情報の保護遵守を契約の中で明記する。

なお、この管理にあたっては、「特定健診等システム」を利用する。報告に使用された電子媒体は、施錠等可能な保管庫に保管する。

また、特定健康診査等のデータの保管期限は、当該データの作成の日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間とする。

第6. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、共済組合ホームページ等を利用して行う。

第7. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、毎事業年度に評価を行い、必要に応じ見直しを実施する。

第8. その他の事項

① 事業主との連携

○事業主健診の結果の受領

事業主健診の結果を健診機関を通じて電子媒体で受領する。電子媒体の受領時期は、受診した翌々月末までとする。

○被保険者への特定保健指導

対象者が特定保健指導を受けやすい環境づくりとして、必要な協力を当共済組合から事業主に要請する。

② 他の健診との連携

○市町村国保における庁内連携による同時実施体制づくり、

市町村が行うがん検診と被用者保険が行う特定健診を同時実施する。